五、当摩建設株式会社に対する件

昭和五六年（排）第四号

排除命令

東京都足立区竹の塚五丁目一八番八号
当摩建設株式会社
右代表者　代表取締役　当摩泰万

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　当摩建設株式会社は、一般消費者を対象に、「当社特典」と称して昭和五六年五月一七日から、「三大特典」と称して昭和五六年六月二八日から、それぞれ実施した懸賞によらない景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、懸賞によらない景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　当摩建設株式会社（以下「当摩建設」という。）は、肩書地に本店を置き、宅地建物取引業法に基づき、東京都知事の免許を受けて宅地建物取引業を営む事業者である。

二(一)　当摩建設は、自社が売主である土地付き住宅（取引価格九八〇万円から二八〇〇万円）の購入者を対象に、「当社特典」と称して昭和五六年五月一七日から、サニー・四ドアセダン一三〇〇ＤＸ（約七九万円相当）を提供することを企画し、これを実施した。

(二)　当摩建設は、自社が売主である土地付き住宅（取引価格一七五〇万円から二八〇〇万円）の購入者を対象に、「三大特典」と称して昭和五六年六月二八日から、購入後三年間電気、水道及びガスの使用料（合計約四〇万円相当）を負担することを企画し、これを実施した。

三　一般消費者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額が五〇万円以上の場合は五万円までであるところ、当摩建設が前記二の(一)及び(二)により提供する景品類の価額は、いずれもこの制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、当摩建設の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五六年一〇月二八日

公正取引委員会

委員長　橋口　収
委員　熊田淳一郎
委員　野口一郎
委員　後藤英輔
委員　平田胤明